

○ 申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則

平成十二年三月三十一日  
宮城県規則第六十五号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則をここに公布する。

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 申請等の受理の特例に関する条例(平成十二年宮城県条例第二十四号。以下「条例」という。)第二条の規定に基づき市町村が受理する申請等のうち規則に基づく申請等の範囲については、この規則の定めるところによる。

(市町村が受理する申請等の範囲)

第二条 次の表の上欄に掲げる申請等は、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 条例第二条の表(以下「表」という。)十四の項ルに掲げる申請等	心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年宮城県規則第十三号)に基づく申請等のうち、同規則第十二条の規定による再交付の申請
二 表十七の項に掲げる申請等	イ 特定疾患に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十二号。イにおいて「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの (1) 規則第四条第一項の規定による認定の申請 (2) 規則第五条第二項の規定による更新の申請 (3) 規則第七条の規定による返還 (4) 規則第八条第一項及び第三項の規定による書換えの申請等 (5) 規則第九条第一項の規定による再交付の申請 (6) 規則第十一条第一項ただし書の規定による交付の請求 ロ 指定難病等に係る訪問看護費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十三号。ロにおいて「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの (1) 規則第三条第一項の規定に

	<p>よる認定の申請</p> <p>(2) 規則第四条第二項の規定による更新の申請</p> <p>(3) 規則第五条第二項の規定による取消しの届出</p>
	<p>ハ 指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十四号。ハにおいて「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第三条第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第四条第二項の規定による更新の申請</p> <p>(3) 規則第五条第二項の規定による取消しの届出</p> <p>(4) 規則第七条第一項の規定による交付の申請</p>
	<p>ニ 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十五号。ニにおいて「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第四条第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第五条第二項の規定による更新の申請</p> <p>(3) 規則第七条の規定による返還</p> <p>(4) 規則第八条第一項及び第二項の規定による書換えの申請</p> <p>(5) 規則第九条第一項の規定による再交付の申請</p> <p>(6) 規則第十一条第一項ただし書の規定による交付の請求</p>
	<p>ホ 筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十六号。ホにおいて「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第四条第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第五条第二項の規定による更新の申請</p> <p>(3) 規則第六条の規定による変</p>

	<p>更の届出</p> <p>(4) 規則第七条第二項の規定による取消しの届出</p> <hr/> <p>へ スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十七号。へにおいて「規則」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第三条第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第四条第二項の規定による更新の申請</p> <p>(3) 規則第六条の規定による返還</p> <hr/> <p>ト 肝炎治療に係る医療費用交付規則（平成二十年宮城県規則第四十九号。トにおいて「規則」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第二条第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第三条の二第一項の規定による認定の更新の申請</p> <p>(3) 規則第三条の三第一項の規定による再認定の申請</p> <p>(4) 規則第三条の四第一項の規定による有効期間の延長の申請</p> <p>(5) 規則第五条の規定による返還</p> <p>(6) 規則第六条第一項及び第二項の規定による書換えの申請等</p> <p>(7) 規則第七条第一項の規定による再交付の申請</p> <p>(8) 規則第九条第一項ただし書の規定による交付の請求</p> <hr/> <p>チ 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（平成三十年宮城県規則第百八号。チにおいて「規則」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第七条第一項の規定による認定の申請</p> <p>(2) 規則第九条第一項の規定による認定の更新の申請</p> <p>(3) 規則第十条第一項の規定に</p>
--	---

	よる取消しの申請 (4) 規則第十一条の規定による書換えの申請 (5) 規則第十二条の規定による再交付の申請 (6) 規則第十四条第一項ただし書の規定による交付の請求
三 表十八の項に掲げる申請等	療育手帳交付規則(平成十二年宮城県規則第百二号。以下この項において「規則」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの (1) 規則第四条第一項の規定による交付の申請 (2) 規則第七条の規定による変更の届出 (3) 規則第八条の規定による再交付の申請 (4) 規則第九条第一項の規定による返還 (5) 規則第十条第二項の規定による再判定の申出

(平一四規則一二二・平一五規則七七・平一五規則一〇六・平一六規則三〇・平一八規則一六・平一九規則二〇・平一九規則五九・平一九規則一一一・平二〇規則四四・平二一規則七・平二二規則五一・平二二規則六八・平二六規則八六・一部改正)

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第一二二号)

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一〇六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第三〇号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一六号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二〇号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第五九号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行し、改正後の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則第三条の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則（平成一九年規則第一一一号）  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四四号）  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第七号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第五一号）  
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第六八号）  
この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第八六号）  
この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一百十号）  
この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

附 則（平成三一年規則第三二号）  
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。